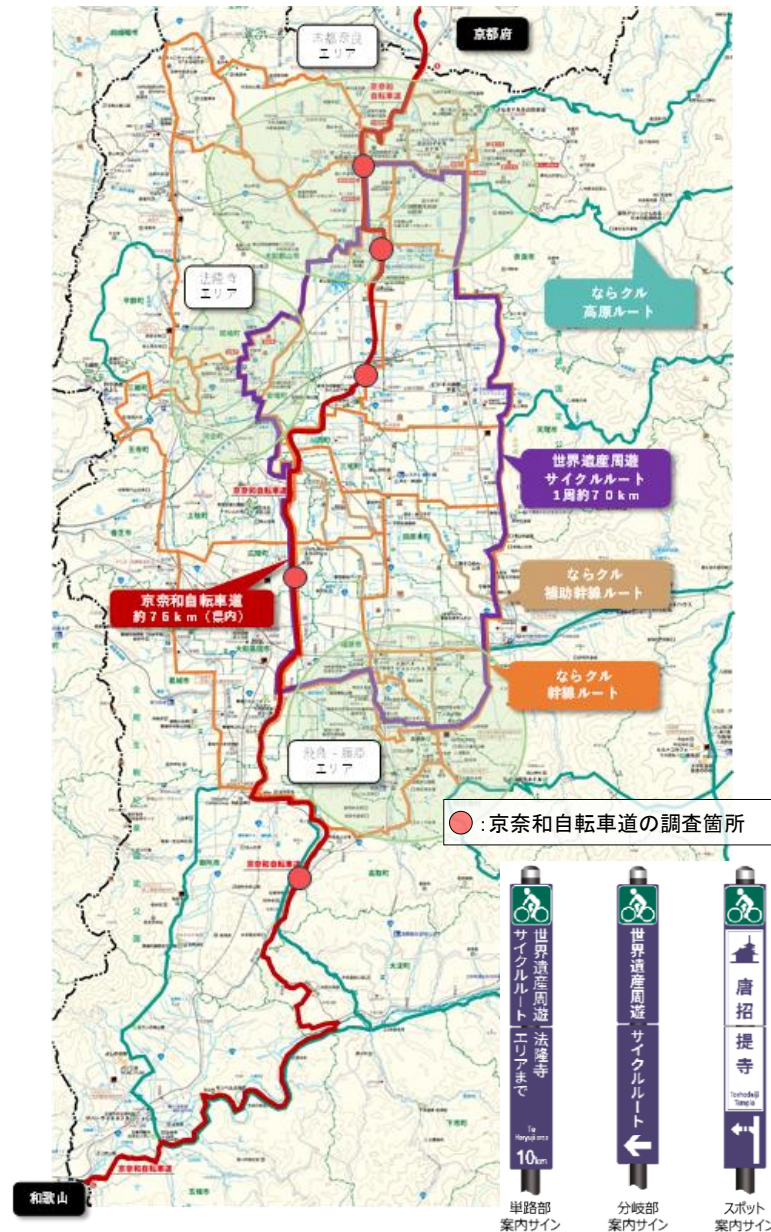


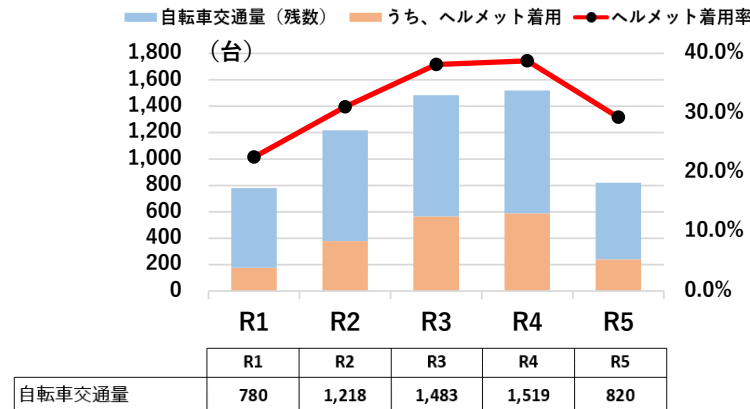
取り巻く状況

- 京奈和自転車道が令和3年4月1日に概成（県内は約75km）し、京奈和自転車道における自転車交通量は令和元年から令和3年に増加したものの、その後は伸び悩んでいる状況

- 世界遺産周遊サイクルルートは、令和3年度より事業着手、令和6年度で一部区間を除き完了予定



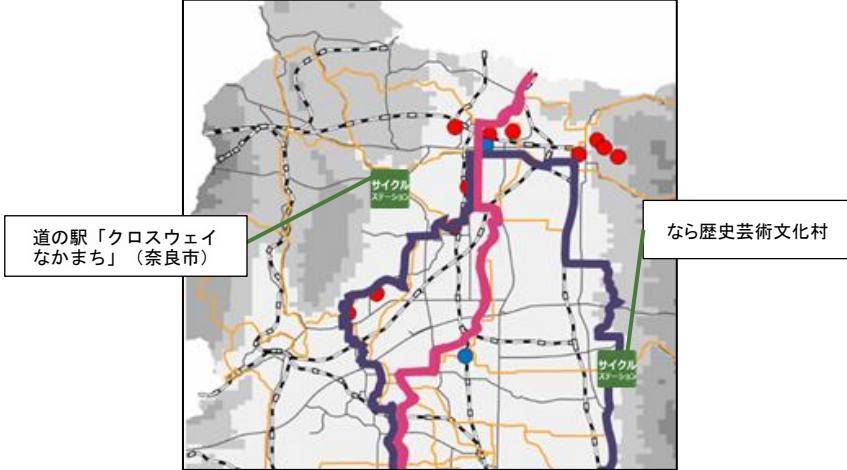
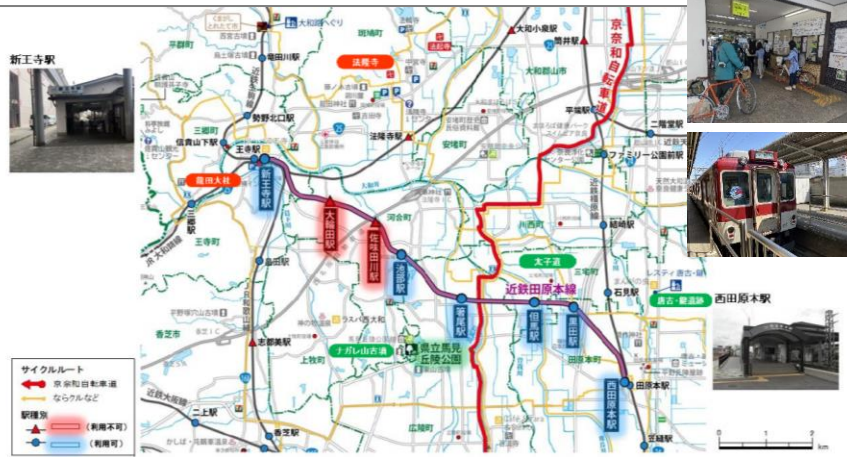
自転車交通量の推移



※R5の交通量は調査時期が遅く、調査日は雨天で気温も低い状態での暫定値

今後の施策の方向性

- サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理が必要

取り巻く状況		今後の施策の方向性
➤ 令和4年3月21日になら歴史芸術文化村オープン ➤ 県内のサイクルステーションは4施設 ・平城宮跡歴史公園 天平みはらし館 ・まほろば健康パーク スイムピア奈良 ・県立橿原公苑ジョギング&サイクリングステーション ・なら歴史芸術文化村	 駐輪スペースからシャワー室への移動も簡単  サイクルステーションの前にはサイクルラックも完備 ▲なら歴史芸術文化村  道の駅「クロスウェイなかまち」(奈良市) なら歴史芸術文化村	
➤ 令和5年度にサイクルステーション(道の駅「クロスウェイなかまち」)建築本体工事、舗装工事等が完了し、令和6年度にオープン予定		
➤ 近鉄田原本線で近鉄、県、近隣各町が連携してサイクルトレインを運行し、令和4年度は春・秋に期間限定での実施、令和5年4月より通年実施	 サイクルルート ● 奈良県自転車道 ● ならカルなど ● 駅周辺 (有線不可) ● 沿道 (有線可)	➤ サイクルツーリズムの更なる受け入れ環境の充実が必要
➤ ならクル・サポーターを認定 ※認定施設数(令和6月7月末時点) 自転車の休憩所:186施設 サイクリストにやさしい宿:56施設 サイクリストにやさしい駐車場:8施設	ならクル・サポーターの取組 自転車の休憩所 ● 『自転車の休憩所』は、自転車利用者の皆様がサイクリング中に気軽に立ち寄って休んでいたいただける施設です。 ● 現在189施設あります。(令和6年3月時点) トイレ 駐輪スペース スポーツサイクル 荷物空入れの貸出 サイクリストにやさしい宿 ● 『サイクリストにやさしい宿』は、自転車を安心して屋内に保管でき、自転車搬送サービスの取次が可能な宿泊施設です。 ● 現在57施設あります。(令和6年3月時点) ① 自転車を安心して屋内に保管 ● そのままの状態、もしくは輸送袋等に収納した状態で、客室に持ち込み可能 ● そのままの状態、一階客の立ち入らない施設可能な場所、もしくは玄関やロビーで保管可能 ② 自転車搬送サービスの取次 ● 宿泊客が送った自転車の受取や保管、滞後の自転車発送の取次が可能 サイクリストにやさしい駐車場 ● 『サイクリストにやさしい駐車場』は、車で来られるサイクリストが、駐車場を無料で利用可能な施設です。 ● 現在8施設あります。(令和6年3月時点) 無料で利用可能な駐車スペース ※ 施設では以下のいずれかのサービス(有料)が受けられます 飲食 荷物 シャワーもしくは温泉施設	

自転車の活用推進を取り巻く状況（観光振興）～情報発信～

取り巻く状況

- 令和4年度に「奈良県自転車利用総合案内サイト」を大幅に改修



- 奈良でのサイクリングの魅力発信を目的とした「サイクルフォトシェアin奈良」を令和4年度春・秋のサイクルシーズンに開催（春：4月～7月、秋：9月～12月）



- サイクステーションやならクル・サポーターの情報に掲載している京奈和自転車道サイクリングマップ、サイクリングマップ奈良の配布



- なら自転車遊歩の配布

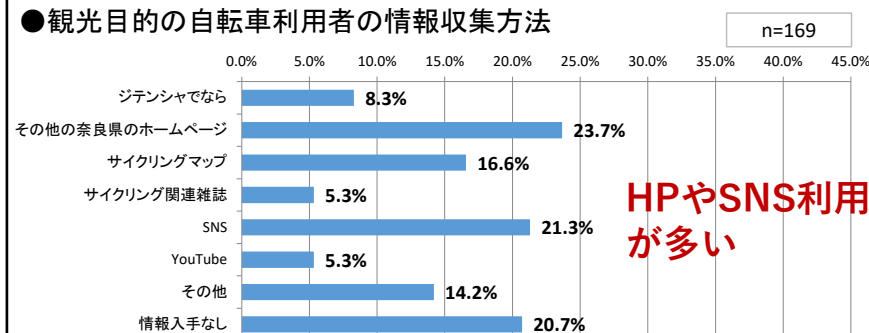
- 県内のサイクリングコースを実際に自転車で走った動画をホームページやYouTube等で配信（1.1万回視聴 2020年10月20日公開）

●Youtube動画



- 令和5年11月のアンケートでは、自転車利用の情報収集方法として、観光目的の利用者はホームページやSNS、サイクリストはサイクリングマップ、SNS、YouTube、日常利用者はSNSの利用が多い結果

●観光目的の自転車利用者の情報収集方法



今後の施策の方向性

- サイクリングを楽しむための情報発信の更なる充実が必要

取り巻く状況

- 奈良県、大阪府、大和川周辺自治体、国土交通省が連携して「大和川サイクル月間」を開催
(R5.10.21～12.3) (参加者数:326名)
(R6.10.12～12.1 実施予定)
- 「モバイルグランフォンドin奈良・吉野」の開催支援
(R5.4～R5.12) (参加者数:592人)
(R6.4～R6.12 実施)
- 「ツアー・オブ・奈良・まほろば」の開催支援
(R5.8.26、27) (参加者数:168名)
(R6.8.25、10.19 実施予定)
- 「ヒルクライム大台ヶ原since2001」の開催支援
(R5.9.10) (参加者数:386名)
(R6.9.8 実施予定)



今後の施策の方向性

- サイクリングを楽しむための情報発信の更なる充実が必要

実施すべき施策と評価指標の変更について

- 京奈和自転車道の完成等、県内広域サイクルルートの整備を進めているところ。今後、サイクリストにより良い走行環境を提供できるよう、サイクリングルートの維持管理を中心に施策を展開。
- 情報発信について、大幅改修したジテンシャでなら「奈良県自転車利用総合案内サイト」(奈良県公式HP)を中心に情報提供していくため、閲覧数を新たな評価指標として追加。

第1次計画

観光振興 ～巡る～

未来像

- 京奈和自転車道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受入環境が有機的に機能し、世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来

目標

- 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

実施すべき 施策

1. サイクルツーリズムの基盤づくりに向けたサイクリングルートの整備
2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実
3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実

評価指標

- ✓ サイクリングルートの整備延長
- ✓ 自転車の休憩所、サイクリストに優しい宿等の認定数
- ✓ 自転車交通量（定点計測箇所）
- ✓ サイクルイベントの申込者数（県内申込者、県外申込者別）

第2次計画

観光振興 ～巡る～

未来像

- 京奈和自転車道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受入環境が有機的に機能し、世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来

目標

- 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

実施すべき 施策

1. サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理
2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実
3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実

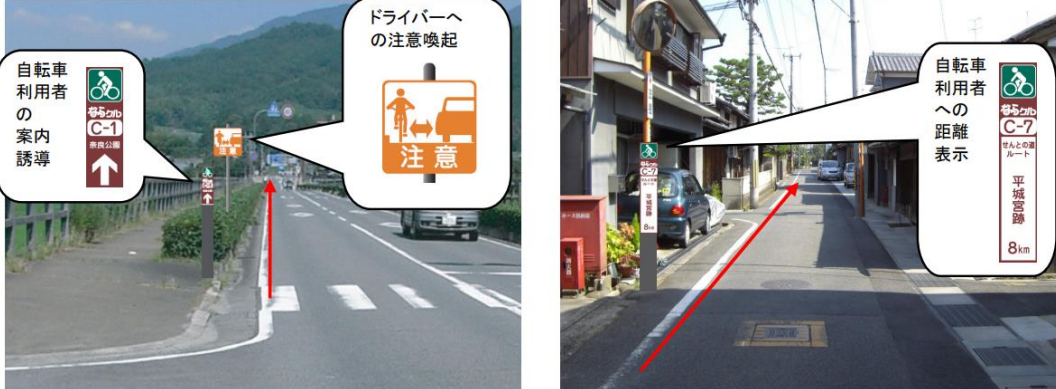
評価指標

- ✓ 自転車交通量（京奈和自転車道における自転車交通量）
- ✓ 自転車の休憩所、サイクリストにやさしい宿等の認定数
- ✓ ジテンシャでなら「奈良県自転車利用総合案内サイト」(奈良県公式HP)の閲覧数
- ✓ サイクルイベントの参加者数（県内・県外申込者数）

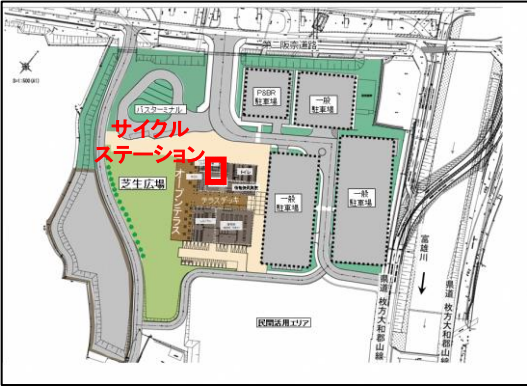
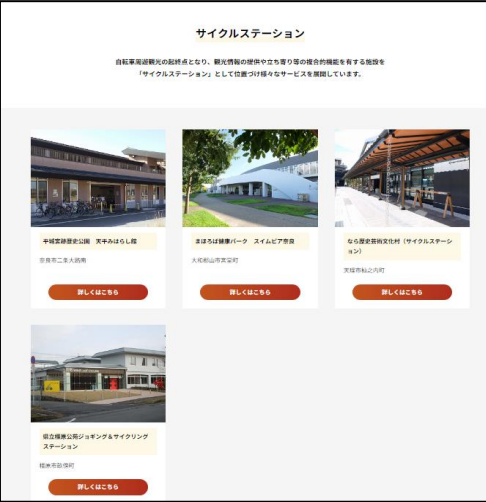
※赤字は第1次計画からの変更点

措置の変更について

	第1次計画		第2次計画
① サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理	広域的な周遊観光サイクルルートの整備推進	統合	広域的な周遊観光サイクリングルートの改善
	農村周遊自転車ルートの整備 完了		
	奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン(H23.7)の改定		
② サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実	サイクルステーションの整備(中町「道の駅」他) 完了	統合	サイクルステーションの利用促進
	サイクルステーションの利用促進		サイクルトレイン等の実施に向けた検討
	サイクルトレイン等の実施に向けた検討		自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
	自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進	統合	
	レンタサイクルへの支援		
	タンデム自転車の解禁 完了		
③ サイクリングを楽しむための情報発信の充実	自転車マップの作成	統合	自転車観光などの情報発信の充実
	自転車観光などの情報発信の充実		奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催
	奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催		
①市町村における計画策定の促進	まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進	廃止	
	まちづくり連携協定に基づく無電柱化に合わせた自転車通行空間整備の推進		
	市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定支援		市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定支援
② 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進	公共用地へのサイクルポート設置支援	統合	サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ
③ 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実	鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた鉄道会社への働きかけ		
	地域内の自転車通行空間の整備推進		地域内の自転車通行空間の整備推進
	奈良県道路の整備に関する条例(県道の構造の技術的基準)の改正 完了	統合	
	生活道路におけるゾーン30などによる安全対策の実施		
	自転車通勤の促進		自転車通勤の促進
① 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進	自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催	統合	ライフステージに応じた交通安全教育の実施
	教職員向けの交通安全教室等の開催		教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施
	自動車教習場における教育の実施		
	高齢者向けの安全教室の実施	統合	
	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進		地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
	交通安全に関する指導技術の向上		交通安全に関する指導技術の向上
② 交通安全意識の向上に資する広報活動の推進	自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	統合	自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進
	ヘルメット着用促進に向けた広報啓発		交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知
	交通安全意識向上を図る広報啓発		自転車運転者講習制度の着実な運用
	自転車運転者講習制度の着実な運用	統合	市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援
	市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援		自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施
	ドライバーに対する安全啓発の実施		
	公務員に対するルールの遵守の徹底	統合	自転車損害賠償保険等への加入の周知
	自転車損害賠償保険等への加入の周知		
③ 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組充実	道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用	統合	自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施
	自転車専用通行帯での駐停車禁止の規制の実施		違法駐車の積極的な取締り
	違法駐車の積極的な取締り		
	駐車監視員による違法車両の確認	統合	
	自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施		自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な指導取締りの実施

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置1-1-1 広域的な周遊観光サイクリングルートの改善	➤ 京奈和自転車道、世界遺産周遊サイクルルート等、県内のサイクルルートの走行環境の改善を実施。	実施イメージ/事例  ▲ルートの分かりやすい案内  ▲自転車通行空間の明示  ▲側溝の改良等により安全性の向上 (イメージ)

観光振興～巡る～ 施策②サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置1-2-1 サイクルステーションの利用促進	➤ サイクルステーションの利用を促すため、情報発信の充実・強化を推進する。	 ▲道の駅「クロスウェイなかまち」レイアウト  ▲HPへのサイクルステーション掲載
措置1-2-2 サイクルトレイン等の実施に向けた検討	➤ 他府県のサイクルトレイン等に関する事例を収集し、実施スキームの検討を行う。また、鉄道駅における自転車との連携方策の検討を行う。 ➤ 県内で実施しているサイクルトレインの情報発信	 ▲近鉄田原本線サイクルトレイン実施の様子 
措置1-2-3 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進	➤ 車で来られる県外・県内のサイクリストの利便性向上を図るため、大型商業施設などと連携し、サイクリストにやさしい駐車場の認定を推進する。 ➤ 「自転車の休憩所」、「サイクリストにやさしい宿」等の施設認定を推進するとともに、自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を検討する。	自転車 の休憩所 ●『自転車の休憩所』は、自転車利用者の皆様がサイクリング中に気軽に立ち寄って休息していただける施設です。 ●現在189施設あります。(令和6年3月時点) トイレ 駐輪スペース スポーツサイクル 対向空気入れの貸出  サイクリストにやさしい宿 ●『サイクリストにやさしい宿』は、自転車を安心して屋内に保管でき、自転車搬送サービスの取次が可能な宿泊施設です。 ●現在57施設あります。(令和6年3月時点) ① 自転車を安心して屋内に保管 ●そのままの状態、もしくは輸送袋等に収納した状態で、客室に持ち込み可能 ●そのままの状態、一般客の立ち入らない施設可能な場所、もしくは玄関やロビーで保管可能 ② 自転車搬送サービスの取次 ●宿泊者が送った自転車の受取や保管、滞在後の自転車発送の取次が可能  サイクリストにやさしい駐車場 ●『サイクリストにやさしい駐車場』は、車で来られるサイクリストが、駐車場を無料で利用可能な施設です。 ●現在8施設あります。(令和6年3月時点) 無料利用可能な駐車スペース ※施設では以下のいずれかのサービス(有料)が受けられます 飲食 物販 シャワーもしくは温泉施設  メリット①:HPでの紹介・PR メリット②:サイクルマップでの紹介 メリット③:認定ステッカーの配布  ▲ならクル・サポーター認定マーク (認定事業者にステッカーとして配布)

観光振興～巡る～ 施策③サイクリングを楽しむための情報発信の充実

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置1-3-1 自転車観光などの 情報発信の充実	➤ ホームページの更新等により、奈良のサイクリングの魅力を国内外に発信するとともに、自転車利用者にとって有益な情報の掲載を推進する。	 ▲各種サイクリングマップ  ▲youtube動画  ▲奈良県自転車利用総合案内サイト  ▲自転車に関するパネル展 (奈良県立図書館)
措置1-3-2 奈良の特性を活かした サイクルイベントの開催	➤ 美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの観光資源を活かしたイベントの開催を推進する。 ➤ 広域的な連携も視野に入れたスポーツツーリズムの実施を検討する。	 ▲ツアー・オブ・奈良・まほろば  ▲モバイルグランフوندin奈良・吉野  ▲ヒルクライム大台ヶ原since2001

自転車の活用推進を取り巻く状況(まちづくり)

取り巻く状況		今後の施策の方向性
➤ 自転車活用推進法により市町村版も計画策定が努力義務化。 ➤ 市町村へ、機会があるごとに策定を啓発 ➤ 現時点の策定市町村は、東吉野村のみ ➤ 今後、五條市、御所市、葛城市、宇陀市、平群町、安堵町、高取町、広陵町、河合町の9市町が策定予定	東吉野村自転車活用推進計画 東吉野村自転車活用推進計画 令和3年3月 東吉野村 エ、サイクルデザインポイントの解説及び効果 ① 広域連携で導入している「R5」(電動アシスト自転車)は、高齢者や障害者、子育て世代にも活用できる。 ② シェアサイクルの導入は、高齢者や障害者、子育て世代にも活用できる。 ③ シェアサイクルの導入は、高齢者や障害者、子育て世代にも活用できる。	➤ 市町村における計画策定の促進が必要
➤ 令和5年9月に国交省が「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を策定 ➤ 県内のシェアサイクル事業者と公共用地でのサイクルポート設置の協議 奈良バイクシェア(25ポート) ハローサイクリング(39ポート)	ポタリングや散歩、通勤に最適 HELLO CYCLING	➤ 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進が必要
➤ 奈良県全体の自転車利用率は18.4%(R5県民アンケート結果)	40.0 35.4 30.2 31.1 19.3 18.4 0.0 R1R2R3R4R5 ▲自転車の利用状況(県全体)	
➤ 車道における自転車専用の通行空間として、普通自転車専用通行帯等の整備を推進(R6年6月末時点、1,550mの普通自転車専用通行帯が整備) ➤ 県内3箇所矢羽根型路面標示等の自転車通行空間整備を実施 ① 県道戸毛久米線(橿原市) ② 県道橿原神宮公苑線(橿原市)(整備中) ③ 県道矢田寺線(大和郡山市)	▲普通自転車専用通行帯(広陵町内) ▲県道戸毛久米線(橿原市)整備後の状況	➤ 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実が必要
➤ 奈良県での通勤・通学の自転車利用率は約11%(R2国勢調査)※全国平均14.2% ➤ 令和元年に国土交通省が「自転車通勤導入に関する手引き」を策定 ➤ 県内企業動向調査(対象:県内企業約1,000社)に併せて自転車通勤啓発チラシ(国土交通省作成)を送付 ➤ 県内企業に対して、自転車通勤の促進を啓発	「自転車通勤推進企業」表彰プロジェクトに参加しませんか? 企業動向調査 自転車通勤啓発チラシ ▲自転車通勤啓発チラシ	

実施すべき施策と評価指標の変更について

- 奈良県内において、自転車活用推進計画を策定した市町村が少ないことを踏まえ、市町村における計画策定を促進。
- 公共交通の利用促進の一環で公共交通を補完するシェアサイクルの普及を促進し、シェアサイクル導入市町村数を評価指標として追加。

第1次計画

まちづくり ～賑わう～

未来像

- ・ 自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き、県民が健康に暮らせる未来

目標

- ・ まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進

実施すべき 施策

1. 自転車を活用したまちづくりの実現に向けたまちづくり連携協定に基づく取組の推進
2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進
3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

評価指標

- ✓ 自転車通行空間の整備延長
- ✓ 自転車の利用率※
- ✓ サイクリングの実施率※
- ✓ 市町村版自転車活用推進計画の策定自治体数

※：県民アンケートを実施した上、評価する

第2次計画

まちづくり ～賑わう～

未来像

- ・ 自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き、県民が健康に暮らせる未来

目標

- ・ **自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成**

実施すべき 施策

1. **市町村における計画策定の促進**
2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進
3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

評価指標

- ✓ 県内市町村における自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画の策定自治体数
- ✓ **シェアサイクル導入市町村数**
- ✓ 自転車の利用率※

※：県民アンケートを実施した上、評価する

※赤字は第1次計画からの変更点

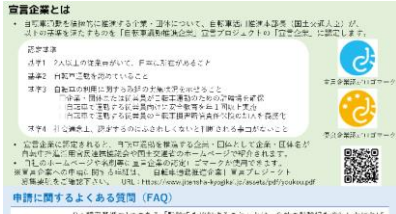
措置の変更について

	第1次計画		第2次計画
① サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理	広域的な周遊観光サイクルルートの整備推進 農村周遊自転車ルート ¹ の整備 完了 奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン(H23.7)の改定	統合	広域的な周遊観光サイクリングルートの 改善
② サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実	サイクルステーションの整備(中町「道の駅」他) 完了 サイクルステーションの利用促進 サイクルトレイン等の実施に向けた検討 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進 レンタサイクルへの支援 完了 タンデム自転車の解禁	統合	サイクルステーションの利用促進 サイクルトレイン等の実施に向けた検討 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
③ サイクリングを楽しむための情報発信の充実	自転車マップの作成 自転車観光などの情報発信の充実 奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催	統合	自転車観光などの情報発信の充実 奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催
① 市町村における計画策定の促進	まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進 まちづくり連携協定に基づく無電柱化に合わせた自転車通行空間整備の推進 市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定支援	廃止 廃止	市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定支援
② 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進	公共用地へのサイクルポート設置支援	統合	サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ
③ 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実	鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた鉄道会社への働きかけ 地域内の自転車通行空間の整備推進 奈良県道路の整備に関する条例(県道の構造の技術的基準)の改正 完了 生活道路におけるゾーン30などによる安全対策の実施 自転車通勤の促進	統合	地域内の自転車通行空間の整備推進 自転車通勤の促進
① 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進	自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催 教職員向けの交通安全教室等の開催 自動車教習場における教育の実施 高齢者向けの安全教室の実施 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進 交通安全に関する指導技術の向上	統合 統合	ライフステージに応じた交通安全教育の実施 教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進 交通安全に関する指導技術の向上
② 交通安全意識の向上に資する広報活動の推進	自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知 ヘルメット着用促進に向けた広報啓発 交通安全意識向上を図る広報啓発 自転車運転者講習制度の着実な運用 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援 ドライバーに対する安全啓発の実施 公務員に対するルールの遵守の徹底 自転車損害賠償保険等への加入の周知	統合 統合	自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進 交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知 自転車運転者講習制度の着実な運用 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援 自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施 自転車損害賠償保険等への加入の周知
③ 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組充実	道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用 自転車専用通行帯での駐停車禁止の規制の実施 違法駐車の積極的な取締り 駐車監視員による違法車両の確認 自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施	統合	自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施 違法駐車の積極的な取締り 自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な指導取締りの実施

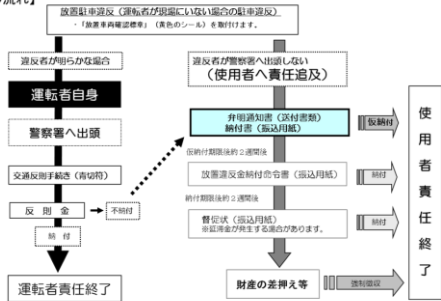
措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置2-1-1 市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定支援	➤ 市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定促進に向け、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を各市町村へ周知するとともに、県内の自転車施策に関する情報を提供し、計画策定の支援を行う。	▼東吉野村自転車活用推進計画(一部抜粋)
		▼今後策定予定の市町村

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置2-2-1 サイクルポート設置 に向けた施設管理者 への働きかけ	➤ 公共用地や鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけを行う。	▼奈良公園内のサイクルポート  岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」 ▼石山公園  ▼岡山市役所  鹿児島市コミュニティサイクル「かごりん」 ▼鹿児島中央駅西口  ▼鹿児島駅前 

まちづくり～賑わう～ 施策③県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置2-3-1 地域内の自転車通行空間の整備推進	➢ 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた、自転車通行空間の整備を行う。 ➢ 安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するため、国のガイドラインの改訂や、近年の自転車施策の変化等を踏まえ、平成23年7月に策定された「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」について、改定を行う。	 ▲県道戸毛久米線(橿原市)整備後の状況  ▲県道矢田寺線(大和郡山市)整備後の状況
措置2-3-2 自転車通勤の促進	➢ 企業活動における自転車通勤を拡大するための広報啓発を実施する。	 ▲自転車通勤啓発チラシ
		6.1 国による自転車通勤支援制度 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト (国土交通省 自転車活用推進本部) 国土交通省 自転車活用推進本部では、通勤や業務における自転車利用の拡大に向け、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを今後創設する予定です。 これは、自転車通勤を推進する企業・団体に対し、「宣言企業」と「優良企業」を認定し、それら企業・団体をPRするほか、認定された企業・団体が使用可能なロゴマーク発信や、自転車通勤の好事例の発信を行うなど、国による企業・団体の自転車通勤支援プロジェクトです。 6.2 自治体などによる自転車通勤支援制度 自治体などによる自転車通勤の支援制度の事例を紹介します。 自転車ツーキニスト推進事業所登録制度(愛媛県)  愛媛県では、自転車によるエコ通勤への転換に積極的に取り組む事業所を「自転車ツーキニスト推進事業所」として登録する制度を実施しています。 登録事業所は、愛媛県のHPなどで紹介されるほか、「えひめツーキニスト応援隊」として協力する飲食店・自転車店・道の駅・宿泊施設などで割引などの特典を受けることができます。 >>>https://www.pref.ehime.jp/h15600/cook/cookie/tourkinst-promotion.html 【出典：愛媛県ホームページ】

取り巻く状況		今後の施策の方向性																																																																																																																																														
➤ 自転車の人身事故件数は、減少傾向ではあるが、全事故における自転車事故が占める割合は令和元年以降増加傾向 ➤ 特に高齢者は自転車事故に遭った場合、重篤化しやすい傾向(R1～R5の自転車死亡事故は、死者22人のうち、16人が65歳以上)	○自転車事故の発生件数 <table><caption>自転車事故の発生件数 (推定値)</caption><tr><th>年度</th><th>全人身事故</th><th>うち、自転車の人身事故</th><th>自転車事故構成率</th></tr><tr><td>H21</td><td>7,800</td><td>1,000</td><td>12.8%</td></tr><tr><td>H22</td><td>7,400</td><td>1,000</td><td>13.5%</td></tr><tr><td>H23</td><td>7,000</td><td>1,000</td><td>14.3%</td></tr><tr><td>H24</td><td>6,200</td><td>1,000</td><td>16.1%</td></tr><tr><td>H25</td><td>6,000</td><td>1,000</td><td>16.7%</td></tr><tr><td>H26</td><td>6,800</td><td>1,000</td><td>14.7%</td></tr><tr><td>H27</td><td>5,800</td><td>1,000</td><td>17.2%</td></tr><tr><td>H28</td><td>5,200</td><td>1,000</td><td>19.2%</td></tr><tr><td>H29</td><td>5,100</td><td>1,000</td><td>19.6%</td></tr><tr><td>H30</td><td>4,600</td><td>1,000</td><td>21.7%</td></tr><tr><td>R1</td><td>3,800</td><td>1,000</td><td>26.3%</td></tr><tr><td>R2</td><td>3,200</td><td>1,000</td><td>31.3%</td></tr><tr><td>R3</td><td>3,400</td><td>1,000</td><td>29.4%</td></tr><tr><td>R4</td><td>3,000</td><td>1,000</td><td>33.3%</td></tr><tr><td>R5</td><td>3,000</td><td>1,000</td><td>33.3%</td></tr></table> ○死傷者数 <table><caption>自転車死傷者数 (推定値)</caption><tr><th>年齢層</th><th>人数</th><th>割合</th></tr><tr><td>10歳未満</td><td>86人</td><td>4.4%</td></tr><tr><td>10歳以上19歳以下</td><td>177人</td><td>8.6%</td></tr><tr><td>20歳以上29歳以下</td><td>308人</td><td>15.3%</td></tr><tr><td>30歳以上39歳以下</td><td>209人</td><td>10.4%</td></tr><tr><td>40歳以上49歳以下</td><td>230人</td><td>11.5%</td></tr><tr><td>50歳以上59歳以下</td><td>226人</td><td>11.3%</td></tr><tr><td>60歳以上64歳以下</td><td>224人</td><td>11.2%</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>607人</td><td>25.3%</td></tr></table> ○死者数 <table><caption>自転車死亡者数 (推定値)</caption><tr><th>年齢層</th><th>人数</th><th>割合</th></tr><tr><td>10歳未満</td><td>0人</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>10歳以上19歳以下</td><td>0人</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>20歳以上29歳以下</td><td>1人</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>30歳以上39歳以下</td><td>1人</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>40歳以上49歳以下</td><td>2人</td><td>9.1%</td></tr><tr><td>50歳以上59歳以下</td><td>3人</td><td>13.6%</td></tr><tr><td>60歳以上64歳以下</td><td>9人</td><td>40.9%</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>16人</td><td>72.7%</td></tr></table> ▲奈良県警察本部提供データより奈良県が作成 ○自転車保険の加入状況 (県民アンケート) <table><caption>自転車保険の加入状況 (推定値)</caption><tr><th>加入状況</th><th>R1 (20-29)</th><th>R2 (30-39)</th><th>R3 (40-49)</th><th>R4 (50-59)</th><th>R5 (60-69)</th></tr><tr><td>加入している</td><td>61.9%</td><td>66.1%</td><td>61.9%</td><td>60.1%</td><td>61.2%</td></tr><tr><td>わからない</td><td>15.0%</td><td>14.5%</td><td>10.5%</td><td>13.7%</td><td>14.2%</td></tr><tr><td>加入していない</td><td>23.1%</td><td>19.4%</td><td>27.6%</td><td>26.2%</td><td>24.4%</td></tr></table>	年度	全人身事故	うち、自転車の人身事故	自転車事故構成率	H21	7,800	1,000	12.8%	H22	7,400	1,000	13.5%	H23	7,000	1,000	14.3%	H24	6,200	1,000	16.1%	H25	6,000	1,000	16.7%	H26	6,800	1,000	14.7%	H27	5,800	1,000	17.2%	H28	5,200	1,000	19.2%	H29	5,100	1,000	19.6%	H30	4,600	1,000	21.7%	R1	3,800	1,000	26.3%	R2	3,200	1,000	31.3%	R3	3,400	1,000	29.4%	R4	3,000	1,000	33.3%	R5	3,000	1,000	33.3%	年齢層	人数	割合	10歳未満	86人	4.4%	10歳以上19歳以下	177人	8.6%	20歳以上29歳以下	308人	15.3%	30歳以上39歳以下	209人	10.4%	40歳以上49歳以下	230人	11.5%	50歳以上59歳以下	226人	11.3%	60歳以上64歳以下	224人	11.2%	65歳以上	607人	25.3%	年齢層	人数	割合	10歳未満	0人	0.0%	10歳以上19歳以下	0人	0.0%	20歳以上29歳以下	1人	4.5%	30歳以上39歳以下	1人	4.5%	40歳以上49歳以下	2人	9.1%	50歳以上59歳以下	3人	13.6%	60歳以上64歳以下	9人	40.9%	65歳以上	16人	72.7%	加入状況	R1 (20-29)	R2 (30-39)	R3 (40-49)	R4 (50-59)	R5 (60-69)	加入している	61.9%	66.1%	61.9%	60.1%	61.2%	わからない	15.0%	14.5%	10.5%	13.7%	14.2%	加入していない	23.1%	19.4%	27.6%	26.2%	24.4%	➤ 交通安全意識の向上に資する広報活動の推進が必要 ➤ 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進が必要
年度	全人身事故	うち、自転車の人身事故	自転車事故構成率																																																																																																																																													
H21	7,800	1,000	12.8%																																																																																																																																													
H22	7,400	1,000	13.5%																																																																																																																																													
H23	7,000	1,000	14.3%																																																																																																																																													
H24	6,200	1,000	16.1%																																																																																																																																													
H25	6,000	1,000	16.7%																																																																																																																																													
H26	6,800	1,000	14.7%																																																																																																																																													
H27	5,800	1,000	17.2%																																																																																																																																													
H28	5,200	1,000	19.2%																																																																																																																																													
H29	5,100	1,000	19.6%																																																																																																																																													
H30	4,600	1,000	21.7%																																																																																																																																													
R1	3,800	1,000	26.3%																																																																																																																																													
R2	3,200	1,000	31.3%																																																																																																																																													
R3	3,400	1,000	29.4%																																																																																																																																													
R4	3,000	1,000	33.3%																																																																																																																																													
R5	3,000	1,000	33.3%																																																																																																																																													
年齢層	人数	割合																																																																																																																																														
10歳未満	86人	4.4%																																																																																																																																														
10歳以上19歳以下	177人	8.6%																																																																																																																																														
20歳以上29歳以下	308人	15.3%																																																																																																																																														
30歳以上39歳以下	209人	10.4%																																																																																																																																														
40歳以上49歳以下	230人	11.5%																																																																																																																																														
50歳以上59歳以下	226人	11.3%																																																																																																																																														
60歳以上64歳以下	224人	11.2%																																																																																																																																														
65歳以上	607人	25.3%																																																																																																																																														
年齢層	人数	割合																																																																																																																																														
10歳未満	0人	0.0%																																																																																																																																														
10歳以上19歳以下	0人	0.0%																																																																																																																																														
20歳以上29歳以下	1人	4.5%																																																																																																																																														
30歳以上39歳以下	1人	4.5%																																																																																																																																														
40歳以上49歳以下	2人	9.1%																																																																																																																																														
50歳以上59歳以下	3人	13.6%																																																																																																																																														
60歳以上64歳以下	9人	40.9%																																																																																																																																														
65歳以上	16人	72.7%																																																																																																																																														
加入状況	R1 (20-29)	R2 (30-39)	R3 (40-49)	R4 (50-59)	R5 (60-69)																																																																																																																																											
加入している	61.9%	66.1%	61.9%	60.1%	61.2%																																																																																																																																											
わからない	15.0%	14.5%	10.5%	13.7%	14.2%																																																																																																																																											
加入していない	23.1%	19.4%	27.6%	26.2%	24.4%																																																																																																																																											
➤ 令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化 ➤ ヘルメットの着用率は13.7%(令和6年7月奈良県警調査) ➤ 自転車販売店や防犯登録協会と協定を結び、協力関係を構築し、自転車事故情勢やヘルメット着用を記した啓発チラシを店頭で掲示・配布 ➤ 各種啓発・広報活用を展開→詳細はP18を参照	▲自転車の通行ルールやヘルメット着用を周知するYouTube動画 児童と保護者に▶ 対する安全教室																																																																																																																																															
➤ 各種交通安全教育活動・広報活動を展開→詳細はP18を参照																																																																																																																																																

取り巻く状況		今後の施策の方向性
➤ 道路標識・路面標示の適切な維持管理と英語併記の道路標識への更新を推進(令和5年12月時点で県内341か所343枚が英語併記の道路標識) ➤ 車道における自転車専用の通行空間として、普通自転車専用通行帯等の整備を推進(R6年6月末時点、1,550mの普通自転車専用通行帯が整備) ➤ 普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しを検討(令和3年度2区間3400m、令和4年度1区間240mの交通規制を廃止) ➤ 自転車横断帯の撤去(令和4年度121本、令和5年度57本の自転車横断帯を撤去し、令和5年度末において、自転車横断帯の設置は755本)	 ▲訪日外国人に対応するため、一時停止に「STOP」と英語を併記した道路標識の設置(奈良市登大路町)	
➤ 道路管理者と連携して、ゾーン30プラスに向けて低速度規制と組み合わせたスムーズ横断歩道の整備を推進(大和高田市松塚地区、奈良女子大学周辺地区)	 ▲ゾーン30プラス松塚地区	➤ 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実が必要 ➤ 違法駐車の積極的な取締りを行うことが必要
➤ 自転車の走行に影響する悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車に重点を置いた取締りを積極的に推進(重点地区:14地区 令和5年9月末時点) ➤ 駐車監視員活動ガイドラインに沿って、駐車監視員による放置駐車違反車両の確認を実施	【責任追及の流れ】  放置駐車違反に 対する取締りの流れ	➤ 重点地区・路線における重点的な取締りを実施していくことが重要
➤ 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた自転車運転者に対する指導取締りを推進	 ▲自転車運転者に対する指導取締りを実施	

(参考)交通安全教育・啓発に関するの取組一覧

取り組み	主な内容
自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催	➤ 自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室の開催を実施
教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施	➤ 県教育委員会と協力して、生徒指導担当教職員向けの講義や交通安全教室を実施。また、毎年8月頃に教職員向けに講話や教育資機材を活用した参加体験型の実技講習を開催 ➤ 市町村職員を対象とした交通教室を実施
自動車教習場における教育の実施	➤ 指定自動車教習所に対し、県下の交通事故発生状況の提供を行ったとともに、教習指導員を通じて、自転車の通行ルール等について安全教育を実施
高齢者向けの安全教室の実施	➤ テレビ放送・YouTube等を活用した安全教室の動画を配信し、奈良県老人クラブ連合会が発行する機関誌「大椿寿」に自転車安全啓発記事を掲載 ➤ 同会リーダー総会や奈良県シルバー人材センターリーダー総会にて交通安全教育器材VRを活用した自転車安全教育を指導
地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進	➤ 地域交通安全活動推進委員による指導啓発活動及びスキルアップを目的とした講習会を実施
交通安全に関する指導技術の向上	➤ 交通安全教育技能指導官による交通安全教育担当者に対する講習会を実施するとともに交通安全教育資機材の使用方法について指導を実施 ➤ 交通安全教育技能指導官による教育担当者に対する現場指導を実施
自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	➤ 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施する。 ➤ 関係機関・団体と連携した交通安全教室や街頭啓発活動、県警察HP、YouTube・Facebook・X等のSNS、テレビ、ラジオ(ならどっとFM)、各自治体広報紙を活用して自転車通行ルートを周知
交通安全意識向上を図る広報啓発	➤ 春・夏・秋や年末年始の運動の実施要綱を作成し、奈良県交通対策協議会構成員や市町村等へ各季ごとと配布するとともに、HPでも周知 ➤ 令和6年春の交通安全県民運動、交通安全県民運動出発式を実施 ➤ 令和6年秋の交通安全県民大会及び交通安全県民運動出発式を挙行予定。またデジタルサイネージや各自治体広報紙で啓発
自転車運転者講習制度の着実な運用	➤ 定期的に自転車総合対策連絡協議会を開催し、自転車運転者講習制度を周知 ➤ 交通安全教室や啓発チラシ、SNS等を活用した周知 ※自転車運転者の危険行為登録はあるが、講習制度の適用者はいない。
市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援	➤ 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行う。 ➤ 学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行う。
ドライバーに対する安全啓発の実施	➤ 交通安全対策協議会、交通関係団体等と協力した自動車・二輪車ドライバーに対する交通安全教育や安全啓発活動を実施

実施すべき施策と評価指標の変更について

- 令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ、県民のヘルメット着用率を新たな評価指標として追加。

第1次計画

安全・安心
～守る～

未来像

- 徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、自転車のみならず自動車や歩行者すべての交通安全が守られた未来

目標

- 安全で安心な自転車利用文化の醸成

実施すべき施策

1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進
2. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実

評価指標

- ✓ 自転車事故の発生件数
- ✓ 損害賠償保険や自転車保険の加入率※

※：県民アンケートを実施した上、評価する

第2次計画

安全・安心
～守る～

未来像

- 徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、自転車のみならず自動車や歩行者すべての交通安全が守られた未来

目標

- 安全で安心な自転車利用文化の醸成

実施すべき施策

1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進
2. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実

評価指標

- ✓ 自転車事故の発生件数
- ✓ **県民のヘルメット着用率※**
- ✓ 損害賠償保険や自転車保険の加入率※

※：県民アンケートを実施した上、評価する

※赤字は第1次計画からの変更点

措置の変更について

第1次計画

広域的な周遊観光サイクルルートの整備推進
農村周遊自転車ルート^①の整備 **完了**
奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン(H23.7)の改定

サイクルステーションの整備(中町「道の駅」他) **完了**
サイクルステーションの利用促進
サイクルトレイン等の実施に向けた検討
自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
レンタサイクルへの支援
タンデム自転車の解禁 **完了**

自転車マップの作成
自転車観光などの情報発信の充実
奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催

まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進
まちづくり連携協定に基づく無電柱化に合わせた自転車通行空間整備の推進
市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定支援

公共用地へのサイクルポート設置支援

鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた鉄道会社への働きかけ
地域内の自転車通行空間の整備推進
奈良県道路の整備に関する条例(県道の構造の技術的基準)の改正 **完了**
生活道路におけるゾーン30などによる安全対策の実施
自転車通勤の促進

自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催
教職員向けの交通安全教室等の開催
自動車教習場における教育の実施
高齢者向けの安全教室の実施
地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
交通安全に関する指導技術の向上

自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
ヘルメット着用促進に向けた広報啓発
交通安全意識向上を図る広報啓発
自転車運転者講習制度の着実な運用
市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援
ドライバーに対する安全啓発の実施
公務員に対するルールの遵守の徹底
自転車損害賠償保険等への加入の周知

道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用
自転車専用通行帯での駐停車禁止の規制の実施
違法駐車の積極的な取締り
駐車監視員による違法車両の確認
自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施

第2次計画

広域的な周遊観光サイクリングルートの**改善**

サイクルステーションの利用促進
サイクルトレイン等の実施に向けた検討
自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進

自転車観光などの情報発信の充実
奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催

市町村版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画)等の策定支援

サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ

地域内の自転車通行空間の整備推進

自転車通勤の促進

ライフステージに応じた交通安全教育の実施
教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施

地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
交通安全に関する指導技術の向上

自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進
交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知
自転車運転者講習制度の着実な運用
市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援
自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施

自転車損害賠償保険等への加入の周知

自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施
違法駐車の積極的な取締り

自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な指導取締りの実施

統合

統合

統合

廃止

廃止

統合

統合

統合

統合

統合

統合

統合

統合

安全・安心～守る～ 施策①自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進

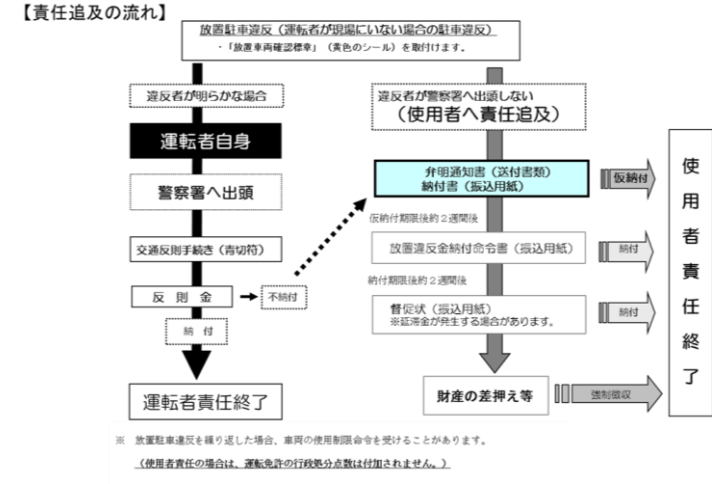
措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置3-1-1 ライフステージに応じた交通安全教育の実施	➤ 自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室を開催する。 ➤ 高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施するとともに、交通安全高齢者自転車大会等を実施する。 ➤ 自転車利用者の保護意識の醸成を図るため、自転車教習生に対する自転車交通安全教育を実施し、自転車の通行ルール等の周知を行う。	 ▲児童と保護者に対する交通教室  ▲VR器材を活用した自転車交通教室
措置3-1-2 教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施	➤ 奈良県教育委員会、奈良県安全教育研究協議会、奈良県高等学校安全教育研究会が主催となり、学校安全の中心的・指導的役割を担う教職員に対して、学校安全教室講習会等を開催する。 ➤ 公務員に対する自転車通行ルールの周知や自転車の正しい乗り方の実践教育等により、ルールの遵守の徹底を図る。	 ▲教職員向けの交通安全教室  ▲市町村職員に対する交通安全講習
措置3-1-3 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進	➤ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催する。	▶地域交通安全活動推進委員による啓発活動状況 
措置3-1-4 交通安全に関する指導技術の向上	➤ 交通安全に関する指導技術の向上を図るため、交通安全教育担当者に対して、効果的な指導要領や教育資機材の活用方法等を教養する講習会等を開催する。 ➤ 交通安全教育コンクールを開催する。	▶交通安全教育担当者講習会 

安全・安心～守る～ 施策②交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置3-2-1 自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進	➤ 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた取組を実施する。 ①ヘルメット着用促進に向けた広報啓発の実施 ②自転車販売事業者・防犯登録会との「自転車ヘルメットの着用促進に関する協定」に基づく情報提供 ③高等学校における自転車通学生徒に対するヘルメット着用の校則化(許可条件化)の働き掛け ④全市町村に対するヘルメット購入費助成の働き掛け	 ▲ヘルメット着用促進に向けた交通安全普及啓発活動  ▲自転車のヘルメット着用等を周知するYouTube動画
措置3-2-2 交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知	➤ 交通安全意識を向上させる交通安全教育及び啓発を実施する。 ➤ 自転車安全利用五則等ルールの周知に向けた広報啓発活動を実施する。	 ▲春の交通安全県民運動奈良県実施要綱  ▲ラジオ放送で周知活動実施
措置3-2-3 自転車運転者講習制度の着実な運用	➤ チラシ配布等により、自転車運転者講習制度の周知を行うとともに、奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催等を通して、自転車運転者講習制度の周知徹底を図り、一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を実施する。	 ▲自転車運転者講習制度に関するチラシ(両面)   ▲奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催(R5.6)

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置3-2-4 市町村の実施する自転車 の安全対策の 実施に向けた支援	➤ 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行う。 ➤ 学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行う。	 ▲児童・幼児向け通学通園路等安全教室の様子
措置3-2-5 自動車・二輪車ドライ バーに対する安全啓 発の実施	➤ 関係機関及び団体と協力し、ドライバーに対し、安全啓発を実施する。	 ▲関係機関と協力した安全啓発活動
措置3-2-6 自転車損害賠償保 険等への加入の周 知	➤ 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入を促進する。 ➤ 自転車損害賠償責任保険加入に関するチラシ・ポスターの作成や、県広報誌「県民だより奈良」及び新聞各紙への記事掲載等により、保険加入の周知を行う。	   ▲ポスターのイメージ ▲リーフレットのイメージ

安全・安心～守る～ 施策③自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実

措置	取組内容(案)	実施イメージ/事例
措置3-3-1 自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施	➤ 道路管理者と連携し、自転車の安全な交通に資する普通自転車専用通行帯等の交通規制を実施する。 ➤ 歩道における普通自転車及び歩行者の安全な通行を確保するため、普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しを検討する。 ➤ 場合によっては自転車に不自然かつ不合理で、危険な横断を強いることになり得る自転車横断帯を原則として撤去する。	 ▲普通自転車専用通行帯(広陵町内)  ▲自転車横断帯撤去
措置3-3-2 違法駐車の積極的な取締り	➤ 違法駐車取締りを推進する。 ➤ 駐車監視員による違法車両の確認を実施する。	【責任追及の流れ】  ※ 放置駐車違反を繰り返した場合、車両の使用制限命令を受けることがあります。 〔使用者責任の場合は、運転免許の行政処分点数は付加されません。〕 駐車監視員活動ガイドライン  ▲道路交通法に基づく、運転者責任・使用者責任追及の流れ ▲「駐車監視員活動ガイドライン」(奈良署)
措置3-3-3 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締り	➤ 自転車指導啓発重点地区・路線の設定を行うとともに、重点的な指導取締りを実施する。	 ▲自転車運転者に対する指導取締りを実施

措置の変更について

